

⑨ 高齢者向け悪質商法・特殊詐欺被害防止共同キャンペーン 実施中です

問 笠間市消費生活センター(地域交流センターともべ「トモア」内) 相談専用: Tel 0296-77-1313

高齢者の消費生活相談は、依然として消費生活センターに寄せられる相談の半数以上を占めています。9 月を「高齢者被害防止キャンペーン月間」として啓発活動を実施しています。

少しでも「変だな」「困ったな」と思ったら一人で悩まず、消費生活センターにご相談ください。

	手口	対策
通信販売	スマホ・パソコンを使い商品を購入したかと思っていたものと違う、お試しのつもりが定期購入になっていたなど	通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。契約内容や解約条件はしっかり確認し、スクリーンショットを撮りましょう。
訪問販売 (点検商法)	「リフォームしませんか」「瓦がズレていますよ」「無料点検」などの誘い文句に注意	自宅で点検してもらおうと、「すぐに直さなければ」などと言われ、断りにくくなります。「点検しますか」などと言われても、きっぱり断りましょう。
訪問購入 (押し買い)	「不用品・貴金属はないですか」「査定無料」などの誘い文句に注意	自宅で査定してもらおうと、断りにくくなります。「訪問してもいいですか」と言われても、きっぱり断りましょう。
電話勧誘	インターネット料金が安くなる・電気料金が安くなるなどの勧誘など	「今日だけ」「今だけ」「あなただけ」と言われても、不要なものはきっぱり断りましょう。
架空請求 不当請求	料金の未納のハガキが届いた・パソコンやスマホに請求画面が表示されるなど	身に覚えのない請求には応じず、リンクにはアクセスしないでください。
ニセ 電話詐欺	公的機関や金融機関の職員、親族などになりすましてお金をだまし取る手口、「電話番号が変わった」なども要注意	電話で「お金が戻る」「ATM で」などの話が出たら詐欺です。不審な電話・知らない番号には出ないようにしましょう。

訪問販売・点検商法・訪問購入・電話勧誘などの場合

契約しても 8 日間以内であればクーリング・オフができる場合があります。書き方がわからない場合などは、早めに相談をしてください。

ご家族・ご近所の気づきが被害救済につながります

高齢者は、被害にあってもだまされたことを恥ずかしく感じ、誰にも相談しないというケースが多くあります。そこで大切なのが地域ぐるみの見守りです。変わった様子がないか日頃から気にかけて、積極的に声掛けをお願いします。また、被害に気付いた場合には、「騙されている」と決めつけずに「相談してみたら」と声をかけてあげてください。

相談受付時間 月～土曜 午前 9 時～正午、午後 1 時～4 時(日曜、第 2・第 4 火曜は休館日)

消費者ホットライン 188(イヤヤ)

※お住まいの近くにある消費生活センターにつながります。

市消費生活センターでは、まちづくり出前講座で消費者トラブルなどについて学ぶメニューを用意しています。年間を通して申し込みできますので、地域の仲間やサロンなどでご利用ください。問い合わせや申し込みは、総務課(内線 133)まで。